

令和4年度  
養父市公営企業審議会資料  
(第5回)



令和5年3月23日(木)

まち整備部 上下水道課

1. 中間報告のとりまとめ	別添
2. 水道料金改定に向けて	
水道料金改定内容について	..... 3
物価上昇を含めた将来見通し（10年）	..... 4
水道料金について（県内）	..... 5



養父市イメージキャラクター  
やっぶー

## 水道料金改定の内容

- ① 料金の算定期間を令和6年度から10年度とする。
- ② 上記の算定は令和6年度から15年度の収支見通しで算定する。

令和6年度から10年度間の必要額  
総額3億2千5百万円：（6千5百万円/年）
- ③ 料金体系は、現行と同じく基本料金と従量料金の二部料金制とする。
- ④ 市内の経済状況を勘案し、大口使用者には過大な料金負担が生じないように配慮した料金体系
- ⑤ 従量料金（超過料金）については変更しない。
- ⑥ 少量使用者間の公平性を図るための基本水量の見直し
- ⑦ 基本料金は、各口径毎に概ね均等な率で値上げする。
- ⑧ 口径φ20mm以下を一般家庭用、口径φ25mm以上を事業用と仕分けを行い検討する。
- ⑨ 基本料金は、10円単位で丸めた値とする。

※ 上記赤文字は未確定事項であり今後の協議で決定していく。

## 水道事業の将来見通し（物価上昇含む）

(単位：百万円、税抜き)

	前年度	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益	500	495	486	481	474	468	461	455	448	442	436	429	423
(1) 料金収入													
(2) 一般会計補助金	226	24	275	132	103	63	48	36	42	32	47	52	48
(3) その他	172	148	144	136	126	119	112	96	90	88	84	78	73
合計	898	667	905	749	703	650	621	587	580	562	567	559	544
収支	216	225	425	237	237	233	240	239	241	241	244	243	248
(1) 維持管理費	734	625	582	528	497	471	449	414	411	403	386	375	374
(2) 資本費	950	850	1,007	765	734	704	689	653	652	644	630	618	622
合計	△ 52	△ 183	△ 102	△ 16	△ 31	△ 54	△ 68	△ 66	△ 72	△ 82	△ 63	△ 59	△ 78
収支差引	157	207	18	62	254	146	360	379	392	360	395	429	360
(1) 地方債	119	120	1,044	77	66	55	55	45	46	44	41	44	43
(2) 一般会計出資金	13		3	5	36	22							
(3) 国県補助金等	289	327	1,065	144	356	223	415	424	438	404	436	473	403
合計	179	220	52	68	300	172	400	419	432	400	435	469	400
(1) 建設改良費	316	326	1,251	266	250	235	226	197	182	163	152	134	144
(2) 地方債償還金	495	546	1,303	334	550	407	626	616	614	563	587	603	544
合計	△ 206	△ 219	△ 238	△ 190	△ 194	△ 184	△ 211	△ 192	△ 176	△ 159	△ 151	△ 130	△ 141
収支不足額	4,121	4,002	2,769	2,565	2,569	2,480	2,614	2,796	3,006	3,203	3,446	3,741	3,957
地方債残高													

### ●物価上昇の見込みについて

- ・ 動力費、委託料、手数料、薬品費・・・消費者物価指数（生鮮食料品を除く総合）10年間の平均上昇率0.7%を用いて試算
- ・ 修繕費・・・国土交通省建設工事費デフレーター 上・工業用水道 10年間の平均上昇率1.8%を用いて試算

今回の水道料金の改正は、令和6年度から令和10年度までの料金を対象とするものでありますが、今後10年間（令和6年度から令和15年度まで）の不足額を補填できる金額で算定します。

この10年間の不足額合計が△589百万円と予測、10年で平均すると年間58.9百万円（税抜き）の不足となります。

58.9百万円/年の税込み額の**約65百万円/年を料金改正により確保するべき金額**とし、改正すべき料金体系の検討を行います。

※ 令和5年度については繰上償還の補償金や施設更新計画の策定委託料などの計上により経常経費が多くなっています。

# 水道料金（家庭用料金/月）

（令和6年4月1日予測）

順位	事業体名	基本水量 (m3)	基本料金 (円)	超過料金 (円/m3)	10m3 使用料金	15m3 使用料金	20m3 使用料金	備考
1	丹波篠山市	10	1,721	297	1,793	3,278	4,763	
2	淡路市	0	1,210	110	2,310	3,410	4,510	
3	南あわじ市	0	1,210	110	2,310	3,410	4,510	
4	洲本市	0	1,210	110	2,310	3,410	4,510	
5	神河町	10	1,892	231	1,991	3,146	4,301	
6	丹波市	5	1,393	185	2,323	3,252	4,182	
7	宍粟市	10	2,299	176	2,299	3,179	4,059	※1
8	多可町	10	2,200	165	2,200	3,025	3,850	
9	加東市	5	990	139	1,683	2,706	3,729	
10	養父市	10	1,720	198	1,720	2,710	3,700	
11	西脇市	10	2,035	154	2,035	2,805	3,575	
12	新温泉町	10	1,760	176	1,760	2,640	3,520	
13	佐用町	10	2,200	127	2,200	2,832	3,465	
14	加西市	5	775	155	1,550	2,480	3,410	
15	豊岡市	0	1,056	83	1,881	2,568	3,256	
16	川西市	0	770	66	1,540	2,365	3,190	
17	上郡町	0	990	110	2,090	2,640	3,190	
18	猪名川町	5	770	154	1,540	2,365	3,190	
19	朝来市	8	1,280	154	1,590	2,360	3,130	
20	三田市	0	1,210	15	1,375	2,200	3,025	
21	香美町	0	825	78	1,606	2,266	2,926	
22	姫路市	5	1,005	180	1,032	1,934	2,836	
23	稲美町	10	1,100	170	1,100	1,950	2,800	
24	西宮市	0	918	15	1,072	1,925	2,777	
25	小野市	10	1,298	145	1,298	2,024	2,750	
26	播磨町	0	440	110	1,540	2,140	2,750	
27	三木市	8	990	138	1,265	1,953	2,640	
28	市川町	7	770	140	1,190	1,910	2,620	
29	神戸市	10	968	160	968	1,765	2,563	
30	尼崎市	0	605	49	1,100	1,826	2,552	
31	明石市	5	957	10	1,012	1,776	2,541	
32	芦屋市	10	990	154	990	1,760	2,530	
33	加古川市	5	929	36	1,111	1,798	2,486	
34	伊丹市	0	451	38	836	1,578	2,431	
35	宝塚市	0	880	22	1,100	1,760	2,420	
36	太子町	10	990	110	990	1,540	2,090	
37	福崎町	10	960	99	1,020	1,520	2,010	
38	相生市	5	597	47	833	1,328	1,823	
39	たつの市	10	825	99	825	1,320	1,815	
40	高砂市	10	583	88	583	1,023	1,463	
41	赤穂市	10	374	49	374	621	869	

注：1 家庭用料金(口径別の場合13mm)について消費税を含む料金を記載した。

(円未満の単位がある場合は、切り捨て)

2 1ヶ月当たり家庭用料金はメータ使用料、消費税を含む料金を入力した。

3 超過料金が、段階別料金の場合は、最初の区分のm3 当たり料金を入力した。

※1 令和6年4月1日に改定予定、(令和7年4月1日より20m<sup>3</sup>使用料は4,290円に改定予定)